

就業規則も理解できないのか？ あきれた豊川駅長

名古屋地本申16号で『豊川駅長の発言について』申し入れを行う！

還流異動で駅に転勤になった東海労組合員が研修センターで研修をすませ、「豊川駅」に出勤しました。出勤すると西尾豊川駅長から赴任日にいきなり「なぜもっと早く出勤しないのだ」「8時30分に出勤しないと家に電話する」と言われました。

豊川駅の日勤の勤務時間は9時からにもかかわらず、就業規則を知らない西尾豊川駅長は「30分早く出勤して打ち合わせを行う」として、8時30分から出勤を強要しました。特定の日に早く出勤する理由があるならば赴任日前に本人に業務指示をださなければいけません。または、毎回早く出勤する必要があるならば会社から勤務時間変更か超勤扱いの説明がなければなりません。

私たちは、西尾豊川駅長の発言を問いただすために、会社に申し入れを行いました。

意味もなくサービス残業でだらだら業務をのばしたり、理由もないのに自分の時間を提供するのが良い社員と、勘違いしている管理者・課員が多くいるからこのような勘違いをする駅長が生まれるのです。

直ちに、豊川駅長は就業規則を無視し、社員に「ただ働き」を強要することは違法であるということを勉強しろ！

駅長・管理者はルールを守れ！